最終更新日：2016年6月23日
東邦化学工業株式会社
代表取締役社長　中崎　龍雄
問合せ先：総務本部総務部　03-5550-3737
証券コード：4409
http://www.toho-chem.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員をはじめとするあらゆるステークホルダーの期待にこたえるため、経営の透明性、健全性を確保することを絶えず念頭においております。その実現のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が、経営上の最重要課題であると位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1－2－4】
当社の株主構成は海外投資家比率が1%未満であることから、現在、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳等、外国人投資家に配慮した対応は特段実施しておりません。今後、海外投資家比率が10%を超える状況となった際には、改めて対応を検討してまいります。

【補充原則1－2－5】
当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載されている者が有しているものとし、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家が株主総会に出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。現在、機関投資家の株式保有率は0%ですが、今後、機関投資家が当社株式を信託銀行名義等で取得し、株主総会出席等を求めた場合は、改めて検討いたします。

【補充原則3－1－2】
当社の株主構成は海外投資家比率が1%未満であることから、現在、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳等、外国人投資家に配慮した対応は特段実施しておりません。今後、海外投資家比率が10%を超える状況となった際には、改めて対応を検討してまいります。

【補充原則4－1－3】
当社では、最高経営責任者等の後継者問題は、当社の最重要な経営課題の一つである認識しており、指名手続きや育成計画を定めておく必要があると考えております。取締役のトレーニングや、取締役会における会社の経営課題への積極的な議論参加等を通じて育成に努めると共に、若手も積極的に登用するなど、様々な可能性の中から企業の最高経営責任者としてリーダーシップを発揮する人材を養成してまいります。

【原則4－2】
当社では、経営陣幹部からの提案は、企業の活性化及び持続的な成長に不可欠なものと認識し、方法や形式に関わらず随時受け付けております。多角的かつ十分な検討により取締役会で承認された提案については、管掌取締役が監督・執行の責任を担っております。また、取締役会は、内部統制システムやリスク管理体制を整備することで、経営陣幹部によるリスクテイクを支えていく環境整備に努めております。
なお、取締役の報酬に関する方針については、目標とする業績達成時の報酬水準の目途を策定し、取締役会で決議しており、業績が改善された際には、段階的に報酬の見直しを実施してまいります。

【補充原則4－3－1】
当社取締役会は、月次の収支実績の報告や3ヶ月毎に行われる業務執行報告等を通じて会社の業績評価を行っております。取締役等経営幹部の人事については、中長期的な視点で会社への貢献度を重視しつつ、短期的な業績評価も加味して実施しており、これらの業績評価等に基づき、常務取締役以上の取締役及び社外取締役が協議の上取締役会に提案し、取締役会で審議の上決定することを手続きとして定めており、これに従い適切に実行してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4】
当社が純投資目的以外の目的保有する株式は、お客様や取引先の株式を保有することで中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等が可能となるものを対象としております。これら、いわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合については、投資先との取引関係の維持・強化や株式の安定に資するなど、保有目的が、中長期的な経済合理性を有しているかどうかを総合的に判断して保有してまいります。
また、保有株式について、その保有の意義及び合理性をリスクとリターンを踏まえた中長期的な観点から、年1回定時取締役会において検証しております。
議決権の行使に当たっては、その議案の内容を十分精査し、投資会社の企業価値向上と持続的な成長、ひいては株主価値向上に繋がるものかどうかという観点から総合的に判断し、これを行使します。

【原則1－7】
当社では、取締役会規則により、取締役の競業取引、取締役と会社間の自己取引及び利益相反取引、関連当事者と会社間の通例的でない取引については、取締役会決議事項と定め、関連当事者間取引の適切な管理を行っております。
また、当社は、毎期役員全員に対し、利益相反取引の有無について調査を実施しております。更にその結果は、監査役及び会計監査人に報告を行い、監査を受けており、取締役会において関連会社との取引に関する決議を行う場合は、当該関連会社の代表を務める取締役は決議に加わらないなど、関連当事者間取引について、会社や株主共同の利益を害することがないよう、その徹底を図っております。

【原則3－1】
(1) 経営理念や経営方針の内容については、当社ホームページ（http://www.toho-chem.co.jp/）に掲載しております。また、中期経営計画の概要につきましても、同ホームページのIR情報内「経営情報」の中で掲載しております。
(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、当社ホームページ（http://www.toho-chem.co.jp/）に掲載するほか、東京証券取引所のTDNetを通じてコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。
(3) 当社は、取締役会における取締役の報酬の決定に関する社内規定等は定めておりませんが、株主総会決議による報酬総額の限度内で、経営の内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮して、取締役会の決議により決定しております。また、監査役の報酬は監査役会の協議によ

り決定しております。なお、役員報酬に関する具体的な方針として、目標とする業績達成時の報酬水準の目途を策定し、取締役会で決議しております。
(4) 当社の取締役は、各部門の専門知識を持つ者の中から、また社外取締役においては企業経営において経験豊富で幅広い知見を有する者の中から、常務取締役以上の取締役及び社外取締役が協議の上で取締役候補者を選定し、取締役会に提案しております。取締役会はこの提案について審議の上、株主総会付議議案として決議し、株主総会にお諮りしております。また、当社の監査役会は、監査役の機能強化を図るため上限を4名とし、会社法第335条第3項の定めに基づきその半数以上を社外監査役で構成しております。監査役候補の指名については、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者を中心に、常務取締役以上の取締役及び社外取締役が協議の上で監査役候補者を選定し、監査役会で協議し同意を得た上で取締役会に提案しております。取締役会はこの提案について審議の上、株主総会付議議案として決議し、株主総会にお諮りしております。
(5) 取締役・監査役候補者の個々の選任・指名の理由につきましては、株主総会招集ご通知の参考書類の中で記載をしております。

【補充原則4－1－1】
当社では、取締役会規則、稟議規程、職務権限規程にて取締役会、代表取締役、各所管取締役の決裁権限を定めており、その公正かつ適切な運用を図っております。

【原則4－8】
2016年6月の定時株主総会において独立社外取締役を2名体制とし、より実効性の高い経営監視体制を確保すべく整備いたしました。

【原則4－9】
当社では、当社独自の独立社外役員の独立性基準等は定めておりません。独立社外取締役候補者の選定に当たっては、企業経営において経験豊富で幅広い知見を有し、会社法や東京証券取引所の定める独立性基準を満たす者の中から、取締役会における十分な議論を通じて候補者を選定しております。
なお、当社の独立社外取締役は、取締役会において独立かつ客観的な立場から積極的に意見を述べるなど、これまで、取締役会での率直・活発で建設的な議論・検討に大きく貢献してまいりました。2016年6月からは、1名増員し2名体制としており、更なる体制の強化を図っております。

【補充原則4－11－1】
当社の取締役会は、各部門・各事業分野に精通し、高い能力とリーダーシップを有する業務執行取締役と、他の企業における経営経験や経理・財務に関する見識を有する社外取締役で構成しており、取締役会を運営する上で、その実効性を確保すると共に、取締役会全体としてのバランスを保っております。
なお、取締役の選任に関する方針・手続については、各部門の専門知識を持つ者の中から、また社外取締役においては企業経営において経験豊富で幅広い知見を有する者の中から、常務取締役以上の取締役及び社外取締役が協議の上で候補者を選定し、取締役会に提案しております。取締役会はこの提案について審議の上、株主総会付議議案として決議し、株主総会にお諮りしております。

【補充原則4－11－2】
当社の社外取締役及び社外監査役の他社での兼職の状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じて毎年開示を行っております。
業務執行取締役及び常勤監査役は、当社グループ以外の他の上場会社の役員を兼任しておらず、それぞれの役割・責務を適切に果たすよう、取締役・監査役の業務に専念しております。
社外取締役1名及び社外監査役2名はそれぞれ、当社グループ以外の他の上場会社の役員を兼任してはおらず、取締役及び監査役の業務に専念できる体制となっております。
社外取締役2名のうち1名は、当社グループ以外の他の非上場会社の代表取締役を兼任しておりますが、当社取締役会及び監査役会への出席や監査役の果たす役割に影響はなく、その兼職は合理的な範囲であると判断しており、よってその役割・責務を適切に果たせるものと考えております。

【補充原則4－11－3】
当社では、取締役会において取締役会全体の実効性に関する分析・評価を年1回実施し、取締役会の機能の向上を図っております。
なお、上記の結果の概要に関する開示については、今後の検討課題であると認識しております。

【補充原則4－14－2】
当社は、取締役及び監査役に対し必要な知識等の修得の機会を提供・斡旋しております。
新任取締役及び新任監査役に対しては、必要に応じて就任後速やかに国内外の主要な事業所における研修の実施や各本部長との面談等のプログラムを用意するなど、取締役及び監査役として期待される役割・責務を適切に果たせるよう支援しております。
また、当社の監査役は、公益社団法人日本監査役協会の研修会・講演会等に参加する他、監査法人・金融機関・各種団体等のセミナーに参加するなど、監査役として必要な知識の習得に努めております。特に、新任監査役は、公益社団法人日本監査役協会や監査法人の新任監査役向けの各種研修会に積極的に参加するなど、知識習得に努めております。
なお、上記にかかる費用については、すべて当社が負担をしております。

【原則5－1】
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、ステークホルダーに対し、適切に説明責任を果たすべく、株主との建設的な対話を促進してまいります。
株主との対話全般については、代表取締役社長が統括し、経営企画本部・総務本部・経理本部・営業部門・購買部門等が連携し、対話を補助する体制を整備しており、必要に応じて株主の個別面談に対応すると共に、中間報告書等を通じて株主との対話を促進すべくその充実を図っております。
なお、対話に際しては、法令及び当社規程である内部者取引防止規程に則り、事前にインサイダー情報の範囲を確認し、インサイダー情報管理に十分留意をしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東邦化学工業取引会社持株会	3,180,000	14.89
中崎　龍雄	2,528,500	11.84

三井化学株式会社	1,390,000	6.51
三井物産株式会社(常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社)	1,233,000	5.77
株式会社三井住友銀行	1,065,000	4.98
東邦化学工業従業員持株会	968,900	4.53
三井住友信託銀行株式会社(常任代理人　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	675,000	3.16
三井住友海上火災保険株式会社	550,000	2.57
丸紅株式会社	503,750	2.35
株式会社菅野商事	302,000	1.41

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
越智　和俊	他の会社の出身者					△						
野村　公喜	他の会社の出身者					△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
越智　和俊	○	越智和俊氏は、当社の主要な取引銀行である株式会社みずほ銀行の出身者ですが、同行を平成17年に退職しております。 当社は株式会社みずほ銀行との間に預金、借入等の取引関係があります。	経歴・見識等から経営への客観性や独立性が確保されていると判断し、社外取締役として選任しております。 当社と越智和俊氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
野村　公喜	○	野村公喜氏は、当社の主要な取引銀行である株式会社三井住友銀行の出身者ですが、同行を平成22年に退職しております。 当社は株式会社三井住友銀行との間に預金、借入等の取引関係があります。	経歴・見識等から経営への客観性や独立性が確保されていると判断し、社外取締役として選任しております。 当社と野村公喜氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から四半期ごとにレビュー又は監査報告を受けております。また、会計監査人の監査（海外連結子会社を含む）への立会い、必要に応じた情報交換など、監査の実効性を確保するため、会計監査人との適切な連携を図っております。
内部監査部門である内部監査室員は、毎月開催される監査役会、上記会計監査人の報告に同席しており、活動計画の調整、結果報告等を通じ情報の共有を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
越智　英隆	他の会社の出身者							△						
山本　一郎	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
越智　英隆	○	越智英隆氏は、当社の主要な取引銀行である三井住友信託銀行株式会社の出身者ですが、同行を平成24年に退職しております。 当社は三井住友信託銀行株式会社との間に預金、借入等の取引関係があります。	経歴・見識等から経営への客観性や独立性が確保されていると判断し、社外監査役として選任しております。 当社と越智英隆氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
山本　一郎	○	山本一郎氏は、当社の主要な取引銀行である株式会社三井住友銀行の出身者ですが、同行を平成22年に退職しております。 当社は株式会社三井住友銀行との間に預金、借入等の取引関係があります。	経歴・見識等から経営への客観性や独立性が確保されていると判断し、社外監査役として選任しております。 当社と山本一郎氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在は、経営の内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮して、取締役の報酬額は取締役会の決議により決定しておりますが、業績の向上への意欲を高める事は将来の検討課題の一つだと認識しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額は、取締役87百万円(うち社外取締役6百万円)、監査役31百万円(うち社外監査役17百万円)であります。
これには、役員退職慰労引当金として費用計上した11百万円(取締役9名分(うち社外取締役1名0百万円))及び2百万円(監査役5名分(うち社外監査役3名1百万円))が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役の求めに応じて、内部監査室、総務部、その他各部署の従業員が職務を補助しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)当社の取締役会は、取締役11名(うち社外取締役2名(うち独立役員2名))で構成され、毎月1回開催する定時取締役会及び臨時取締役会において、経営上の重要な意思決定及び取締役相互の業務執行の監視・監督を行っております。

(2)当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名(うち独立役員2名))で構成しております。監査役は、取締役会、その他重要な会議に出席し、客観的、中立的な立場から、厳正な経営の監視を行っております。

(3)当社では、取締役会や監査役会などの法令の組織の他、代表取締役社長が委員長を務め、各部門を所管する取締役及び社外取締役等から構成される委員(9名)、事務局(7名、うち事務局長1名は委員を兼ねる)から構成する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置しており、当社グループのリスク管理、会社法内部統制、金融商品取引法内部統制への対応を行っております。

(4)当社の内部監査部門は、代表取締役社長直轄の内部監査室(室長含む2名で構成)を設置しております。内部監査室は、社内及び国内外子会社に対して内部監査を実施しており、また、内部統制報告制度に対応するための自社評価を行う部門として、業務執行部門とは独立した立場で、客観的な評価を実施しております。

(5)当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会社法および金融商品取引法にもとづく監査を受けております。また、重要な会計的課題に関しては、適宜相談を行うなど、会計、決算処理の適正化を図っております。

(6)当社は、取締役候補者の指名につきましては、取締役会で決定しております。また、報酬につきましては、株主総会で承認いただいた報酬総額の限度内で、経営の内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮し、取締役会で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

(1)当社は、監査役による監査体制の強化・充実が、当社グループのコーポレート・ガバナンスの実効性を確保するためには合理的な選択であると判断し、監査役設置会社の形態を採用しております。監査役3名は過半数（2名）が社外監査役、さらにその2名を独立役員として指定しており、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。

(2)当社は、重要な経営判断については、毎月開催する定時取締役会で審議し決定しております。取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成しており、意思決定の透明性、客観性を確保しております。また、監査役が取締役会に常時出席し、取締役の職務執行状況を厳正に監視しており、経営の監視に関しては十分に機能する体制が整っていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第79回定時株主総会より株主総会招集通知の早期発送を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、原則的に毎年6月第4木曜日を株主総会開催日に定めております。【補充原則1－2－3】

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信等決算情報、有価証券報告書及び四半期報告書、株主総会の招集通知並びに中期経営計画を弊社ホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保する体制を整備するため、取締役会において以下の「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。
また、反社会的勢力排除への取り組みは、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と整備状況」に従い進めております。

【内部統制システム構築の基本方針】

1．当社及びグループ各社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

＜コーポレート・ガバナンス体制＞
(1)当社取締役は、法令、定款、取締役会規則の定めに従い、毎月開催する定時取締役会、適宜開催する臨時取締役会で、当社及びグループ各社の職務執行状況を報告し、重要な経営判断を審議・決定する。取締役会は、社外取締役（独立役員）を含む取締役で構成しており、意思決定の透明性、客観性を確保する。

(2)監査役は、法令、定款、監査役会規則の定めに従い、取締役会に出席し、取締役の職務の執行を監査する。監査役会は、当社出身者及び独立役員を含む社外監査役で構成しており、公正、公平な視点で監査を行う体制である。

(3)常勤監査役は、取締役会、董事会等の重要な会議への出席、往査等を通じ当社及びグループ各社の取締役の職務の執行を監査する。

(4)当社及びグループ各社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制は、取締役会で定期的に検証を行い、本基本方針の見直しを含め、必要に応じた対応を行う。また、その運用状況の概要を事業報告に記載する。

＜コンプライアンス体制＞
(5)当社及びグループ各社は、職務を遂行するにあたり遵守すべき基本的事項を「行動規範」として定めており、代表取締役社長がその精神を取締役及び従業員に繰り返し伝えることにより良好な企業風土作りを行う。

(6)当社は、代表取締役社長が委員長を務め、各部門を所管する取締役及び社外取締役等から構成されるコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社及びグループ各社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合する体制の整備を図る。

(7)当社は、グループ規範として定めた行動規範、コンプライアンス・マニュアルに従い、取締役及び従業員が、自らの問題として内部統制、コンプライアンスをとらえ、業務にあたるよう教育、研修等を行う。

(8)当社は、内部統制上の不備、コンプライアンス違反行為等を発見した場合に、通常の報告ルートとは別に、当社及びグループ各社の従業員が、直接、通報・相談できる窓口として、コンプライアンス・ヘルプラインを設置する。

(9)当社及びグループ各社は、反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、決して不正な要求には応じないとの基本姿勢を行動規範に定めており、その周知徹底を図ると共に、反社会的勢力排除のための仕組みを整備する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)当社は、取締役会議事録、稟議書等、取締役の職務の執行に係る重要な情報について、法令、定款、取締役会規則、稟議規程、情報管理規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。

(2)これら情報を保存及び管理する体制は、必要に応じて適時見直し、改善を図る。

3．当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(1)当社は、当社及びグループ各社の損失の危険に対処する体制等をリスク管理規程として定める。

(2)リスク管理規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会が、当社各部門及びグループ各社に係るリスクを横断的に管理する。

(3)当社各部門及びグループ各社は、コンプライアンス・リスク管理委員会の決定に基づき、毎期、部門ごとにテーマを定め、必要な施策を実施する。

4．当社及びグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画並びに単年度計画を立案し、全社的な目標を明確化する。

(2)各取締役は、所管する部門及びグループ各社において、前号で定めた中期経営計画、単年度計画に沿った具体的な施策を策定し、効率的な職務執行を図る。

(3)当社は、取締役会を毎月１回定時に、又は必要に応じ臨時に開催することとし、経営の意思決定の迅速化と効率的な事業運営を図る。

(4)当社部長職以上並びに当社グループ各社長が参加する全社会議（全体会議）、事業分野別の分野会議（分野会議）を半期ごとに開催して、情報を共有化し、経営・事業目標の効率的な達成を図る。

5．当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社は、当社の取締役、監査役又は従業員をグループ各社の取締役(董事)又は監査役（監事）として派遣することで、グループ会社の管理体制を強化する。

⑵当社は、グループ会社の事業と関係が深い当社部門を当該グループ会社の所管部門と定め、組織並びに業務分掌規程、関連子会社管理規程に基づき、グループ会社の業務の適正を確保する。

⑶総務、経理、情報管理などの専門性が高い業務については、当社の当該部門がグループ各社を支援・助言する。

⑷グループ各社の重要な決定事項は、当社取締役会の承認事項、報告事項と定めている。

⑸当社は、当社グループ間の取引に関しては、法令その他社会規範等に照らし、適切な運用を行う。

⑹当社内部監査室は、当社及びグループ各社をモニタリングし、その結果をコンプライアンス・リスク管理委員会、又は必要に応じて当社及び各社の取締役会に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

⑴当社は、内部監査室員又は総務部員が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する体制である。

7. 前項の使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

⑴監査役の職務の補助に携わる前項の従業員の任命・異動等、人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

⑵前項の従業員が監査役の職務の補助に携わる際には、監査役の指揮命令下に置くものとし、そのことを取締役及び従業員に周知することで、監査役の指示の実効性を確保する。

8. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

⑴当社及びグループ各社の取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。

⑵当社及びグループ各社の取締役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、法令や定款に違反する行為、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

⑶当社内部監査室は、内部監査、内部統制評価の結果を遅滞なく監査役に報告する。

9. 上記報告を行った者が報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

⑴当社は、監査役へ報告を行った当社及びグループ各社の取締役、従業員等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ各社の取締役、従業員等に周知徹底する。

⑵当社は、コンプライアンス・ヘルプラインに通報した者が、通報したことにより不利な扱いや報復、差別を受けないことを当社規程で明文化している。

10. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

⑴当社は、監査役の通常の職務執行で生ずる費用に関して、監査計画に基づき予算を計上し、経費支払を行う。

⑵監査役が、前号以外で、特別にその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求を行ったときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

⑴監査役は、取締役会、全体会議、コンプライアンス・リスク管理委員会、更にグループ各社の取締役会、董事会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況等を把握する。

⑵監査役は、稟議書等の決裁書類、その他重要な報告書等を閲覧することができる。

⑶監査役会は、代表取締役社長、内部監査室、会計監査人と、それぞれ定期的に意見交換する機会を設ける。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

⑴当社は、企業情報の適時・適切な開示を行動規範で明確にしており、信頼性ある財務報告の重要性を取締役及び従業員共通の認識としている。

⑵当社及び連結グループ各社は、財務報告の信頼性を確保するため、関連する業務に必要十分な内部統制を整備し、運用する。

⑶内部監査室が当社及びグループ各社の内部統制の有効性を評価してコンプライアンス・リスク管理委員会、取締役会に報告を行い、万一不備が発見された場合は、コンプライアンス・リスク管理委員会が主導して是正を行う体制である。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と整備状況＞

当社グループは、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を行動規範、コンプライアンス・マニュアルに明記し全従業員に配布すると共に、その周知徹底を図っております。
また、総務部を対応統括部署と定め、平素より所轄の警察署等の関係行政機関および団体、弁護士等と密接に連携し、事案の発生時には迅速かつ適切に対処できる体制を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】
当社は、金融商品取引法等の関連法令、東京証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則等に従い、当社及びグループ会社の会社情報の開示を行います。
当社は、法令等の社会規範の遵守並びに企業情報の適切な開示を、「行動規範」の中で基本方針として定めるとともに、その細則を「内部者取引防止規程」等の社内規程で定めております。
これら基本方針及び規程に基づき、株主、その他投資家に対して、適時・適正に会社情報の開示を行うことで、社会に開かれた企業として信頼を得るように努めております。

当社は、金融商品取引法等の関係法令、東京証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則等の求めに応じ、会社情報の開示を行います。
また、適時開示規則に基づく開示事情に該当しない場合であっても、株主・投資家の投資判断に影響を与えると思われる決定事項、発生事項及び業績動向に関する情報を、できる限り速やかかつ公正に開示いたします。

当社及びグループ会社の適時開示体制については、監査役が取締役の業務執行の適法性を、また社長直属の内部監査室が使用人の業務の適正性を監査しております。

